

公告

島根県立学校教職員用端末モバイル通信回線調達業務に係る提案競技の実施（教育連携推進課）

島根県立学校教職員用端末モバイル通信回線調達業務に係る受託予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年7月21日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

1 提案競技に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立学校教職員用端末モバイル通信回線調達業務 一式

(2) 提案競技説明書

島根県立学校教職員用端末モバイル通信回線調達業務に係る提案競技説明書による。

(3) 契約期間

契約の日から令和14年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

98,901,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおりとする。

令和9年度 19,780,200円

令和10年度 19,780,200円

令和11年度 19,780,200円

令和12年度 19,780,200円

令和13年度 19,780,200円

2 提案競技参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人であること。

(2) 過去3か年（令和5年度から令和7年度まで）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体発注のモバイル通信回線調達業務等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

(7) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

(8) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(10) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(11) 業務について十分な遂行能力を有すること。

(12) 業務終了までの間、島根県教育庁教育連携推進課との協議及び連絡調整を随時行えること。

3 提案競技説明手続

(1) 配布資料

- ア 提案競技説明書
- イ 仕様書（別添資料を含む。）
- ウ 本提案競技に係る様式
- エ 契約書（案）
- オ 提案書作成要領
- カ 記載項目確認表兼審査基準

(2) 提案競技説明書の配布期間及び配布手続

ア 配布期間

令和8年7月21日（火）から同年8月19日（水）まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所

島根県教育連携推進課ホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kyouikurenkei/mobilecommunication.html）

ウ 配布手続

(ア) (1)のアの資料は、(2)のイで配布する。

(イ) (1)のイからカの資料は、公募書類等閲覧申請書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に対し、電子メールにより配布する。

公募書類等閲覧申請書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、(2)のイで配布する。

(3) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書（様式1号） 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部
- (3) 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (4) 島根県内に事務所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (5) 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (7) 担当者届（様式2号） 1部
- (8) モバイル通信回線調達業務実績届（様式3号） 1部
- (9) 提案書提出書（様式4号） 1部
- (10) 見積書（様式5号） 1部
- (11) 提案書 6部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

ア 4の(1)から(10)までの書類については、郵送又は持参による。

イ 4の(11)の書類については、郵送又は持参に加えて、PDF形式のものを電子メールに添付して送付すること。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(8)までの書類については、令和8年8月5日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(9)から(11)までの書類については、令和8年8月19日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690－8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室

電話 0852－22－6165

電子メール giga2@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに質問書（様式6号）により提出すること（電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和8年7月29日（水）午後5時までとする。

(3) 提出先は、5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和8年7月31日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送又は電子メールにて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県立学校教職員用端末モバイル通信回線調達業務に係る提案競技審査会（以下「審査会」という。）において、厳正な審査を行い受託予定事業者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等は、令和8年8月28日（金）を予定している。時間等の詳細については、提案競技参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載された要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査会が選定した受託予定事業者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1

項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

受託予定事業者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

受託予定事業者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Mobile communication services, 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. August 19, 2026

(3) For further details contact : Educational Collaboration Promotion Division 1 Tono-machi, Matsue-shi,
Shimane-ken, 690-8502, Japan
TEL : 0852-22-6165